

# 1 バリアフリー基本構想の概要

## 1.1 バリアフリー基本構想とは

- バリアフリー基本構想とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー化促進法）に基づく構想であり、旅客施設を中心とした重点整備地区（高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区）における整備方針や、事業計画をとりまとめたものです。
- バリアフリー基本構想は、重点整備地区における「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることを目的に、官公庁、商業施設、教育・文化施設、保健・医療・福祉施設等の生活関連施設とそれらの施設を結ぶ道路である生活関連経路のバリアフリー化を推進するため市町村が作成します。
- バリアフリー基本構想では、重点整備地区における移動等円滑化の基本方針や、実施すべき特定事業その他事業に関する事項などを示すことが規定されています。



図-1.重点整備地区のイメージ

(出典:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省、以下ガイドラインという))

## 1.2 那覇市におけるバリアフリー基本構想策定の背景・位置づけ

- バリアフリー化促進法において、基本構想の作成は、市町村が作成するものとなっています。
- 那覇市には高齢者、障がい者に加え、多くの観光客が来訪しており、これらの方の移動利便性を確保するため、面的・一体的なバリアフリー化が求められています。
- 那覇市バリアフリー基本構想は、ユニバーサルデザイン政策大綱の考えのもと、バリアフリー化促進法に基づき、第5次那覇市総合計画や那覇市交通基本計画・那覇市総合交通戦略を踏まえ策定しました。

### 関連法令及び上位計画

#### 【法令など】

- ユニバーサルデザイン政策大綱（H17.7 国土交通省）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー化促進法、H18.6）
- 障害者差別解消法（H28.4）
- バリアフリー化促進法改正（H30.11）
- 沖縄県福祉のまちづくり条例（H9.4）
- 那覇市福祉のまちづくり条例（H20.3）

#### 【上位計画】

- 第5次那覇市総合計画（H30.4）

### 主な関連計画

- 那覇市交通基本計画・那覇市総合交通戦略（H21）
- 那覇市都市計画マスタープラン（H24.3、現在改定中）
- 第4次那覇市地域福祉計画（H31.3）
- 那覇市立地適正化計画（現在策定中）
- 那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画（H28.3）

那覇市バリアフリー

基本構想

#### 【特定事業計画】

- 公共交通特定事業計画
- 道路特定事業計画
- 路外駐車場特定事業計画
- 建築物特定事業計画
- 都市公園特定事業計画
- 交通安全施設特定事業計画

#### 【その他事業計画】

- ソフト施策

### 1.3 バリアフリー基本構想の構成

那覇市バリアフリー基本構想は、以下の構成で作成しています。

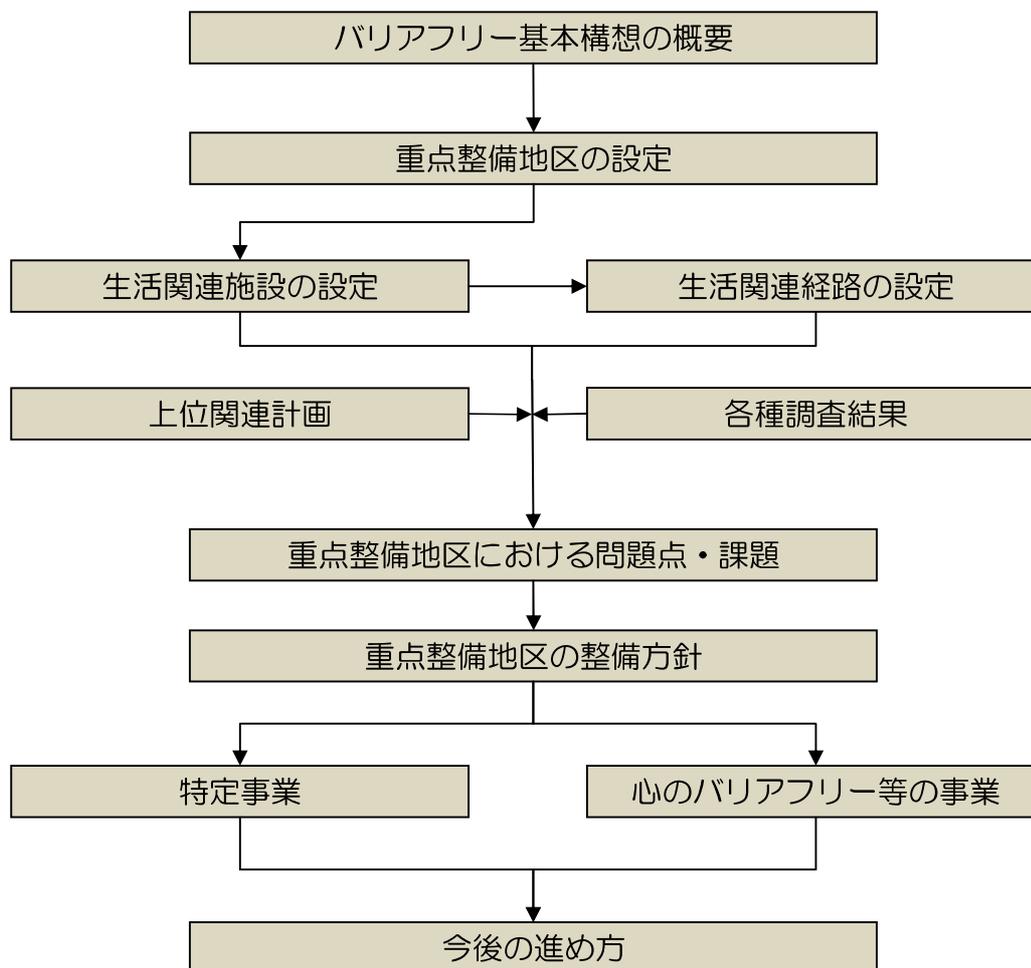


図-2.那覇市バリアフリー基本構想の構成

## 1.4 那覇市におけるバリアフリー化の進め方

- 那覇市においては今回はじめてバリアフリー基本構想を策定することになることから、基本構想で設定する重点整備地区を、本市におけるバリアフリー化の推進に向けたモデル地区と位置付け、今後、地区の拡大、または他地区への展開を図っていきます。
- 重点整備地区においては、特定事業（施設や経路のバリアフリー化に関する具体的な事業）を策定していきますが、モデル地区としての成果を明確にするため、旅客施設を中心とした限定的なエリアで、集中的に事業を進めていきます。

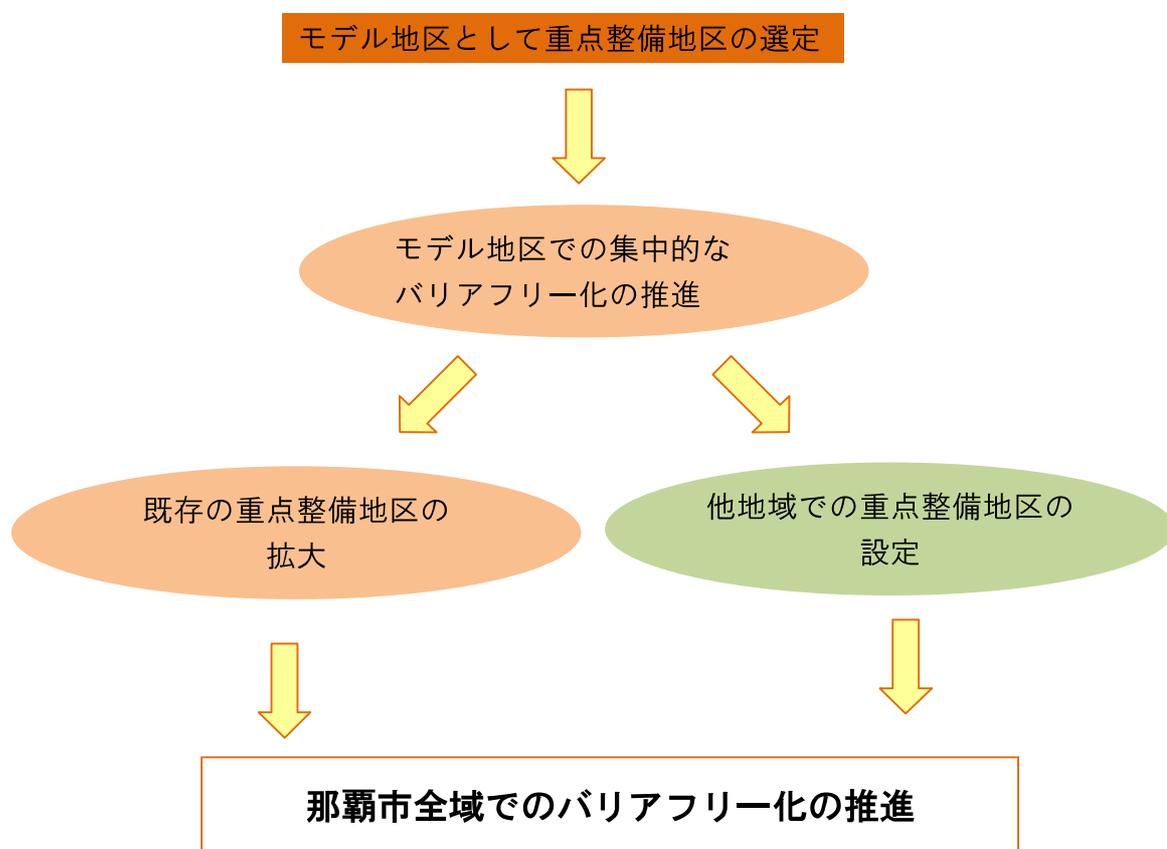


図-3.那覇市のバリアフリー化の進め方